

青森県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例

(平成二十八年二月十九日青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号)

(設置)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第八十一条第二項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、事件ごとに青森県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審査会は、委員五名以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、事件ごとに広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、委員の委嘱に係る当該事件の処理が完了するまでとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第七条 第三条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。